

## 建設国保等の育成・強化に関する意見書

建設投資がピーク時の60%台にまで落ち込んだ中で、建設労働者は、仕事の確保に追われている。ようやく仕事を見つけても、今度は賃金引下げや不払いなど、苦境にたたされ続けている。このように賃金・労働条件が不安定な建設現場で働く建設労働者にとって、建設国保等は必要不可欠な制度である。

建設業に従事する職種の労働者・職人・一人親方・小零細事業主は、休業のときの収入が保障されていない。病気やケガで仕事ができなくなれば、即収入の道が断たれてしまう。1日休業すれば、その分所得が減少してしまうことから、疾病による休職は日常生活に与える影響が大きく、まして長期間の入院・療養生活ともなれば、収入の無い中から医療費・入院給食費などの治療にかかる費用や生活費、国保組合の保険料なども支払わねばならない。そのために、休業補償としての傷病手当金を給付するなど、建設国保等は、建設業の就労実態に即した保険者運営を心がけている。組合員も高い保険料率を維持し、労災の紛れ込みを防止するなど医療費の適正化に向けた努力を行っている。

保険者機能が充分発揮でき、結果として医療費の上昇をある程度抑制することができる組合方式の建設国保等が、今後とも安定した運営が続けられるよう、来年度予算編成に当たって、以下の項目の実現を求める。

### 記

- 1 国民健康保険の管理・運営の主体は公営国保と国保組合とし、建設国保等組合を育成・強化すること。
- 2 国保組合に対する国庫補助は従来以上の水準を確保すること。そのため、当面、国保組合に対する特別助成については厚生労働省の概算要求額 281億円を満額確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月16日

宮城県名取市議会議長 渡辺 至男

内閣総理大臣 殿  
衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
厚生労働大臣 殿  
財務大臣 殿  
国土交通大臣 殿